

北海道帯広緑陽高校 いじめ防止基本方針

法や国の基本方針、道の条例や基本方針を踏まえ、全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進します。また道と市町村及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

1 いじめの理解

(1) いじめの定義（条例第2条）

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

(2) 具体的な内容（例）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめが生じる要因（例）

生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ます。

- 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ねたみや嫉妬感情
- 遊び感覚やふざけ意識
- 金銭などを得たいという意識
- 被害者となることへの回避感情

(4) いじめの解消（単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。）

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

2 いじめ対策委員会

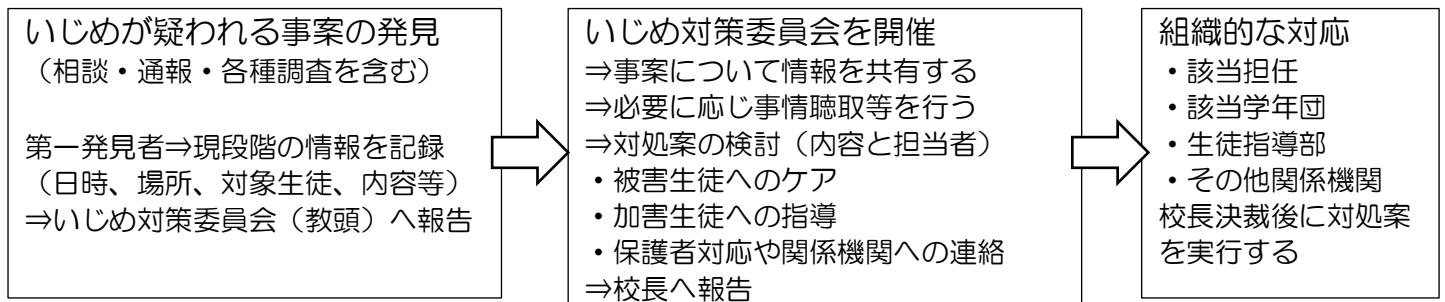
(1) 構成 教頭、生徒指導部、学年主任、当該担任、（部局顧問）、スクールカウンセラー

(2) 役割

- ア 未然防止（いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり）
- イ 早期発見（相談・通報窓口、各種調査の企画・立案・実施）
- ウ 事案対処（事実確認、対応方針の決定）
- エ 教職員の対応力の向上（校内研修会の企画・立案・実施）
- オ 外部関係機関（警察等）との連携（教頭）

(3) いじめの対応の流れ

いじめの相談・通報を受けたり、いじめと疑われる事案を発見した場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応するため、次の通り対応します。



3 いじめの未然防止に対する本校の取組

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、人としての在り方や生き方を考える「心の育成」を行い、自己肯定感の向上と他者を尊重する姿勢を養います。
- (2) 家庭や地域と連携し、豊かな情操や社会性、規範意識、生徒の人間関係を形成する力を育成します。
- (3) 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進めます。
- (4) 配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映します。
- (5) 生徒が自主的に行う生徒会活動などにおいて、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進します。
- (6) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。
- (7) 教職員はいじめに関連する事案対処などの研修や新たに生じるケースの情報の共有を行い、道徳教育の実践、ソーシャルスキルトレーニング(本校ではアサーショントレーニング)などの実施などを通じていじめ防止に対する意識を常に持ちます。

4 いじめの早期発見・相談体制

- (1) いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。
- (2) 日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

5 いじめの重大事態について(法第28条)

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童生徒が自殺を企図した場合(自殺を図った、自殺を図ろうとした場合)
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
※「相当の期間」については年間30日を目安としますが、一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に対応します。
- (3) 重大事態の疑いが生じた場合は速やかに教育委員会へ報告し、必要な措置を講じます

6 いじめ防止基本方針の周知・点検・見直しについて

- (1) 本方針による本校の取組と活動は年度末に保護者宛文書や本校ホームページで周知します。
- (2) いじめ対策委員会で定期的に見直し・改善を図ります。
- (3) 年度末に実施する「保護者・生徒アンケート」および学校評議員会議(年3回程度)で地域の方のご意見を取り入れ、反映させていきます。